秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十八号

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則（平成三年秋田県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第五条関係） 略	別表（第五条関係） 略

区分	使用料の額（一基一時間につき）
略	略
略	略

区分	使用料の額（一基一時間につき）
略	略
示差熱天秤ガスクロマトグラフ質量分析同時測定装置	一、四七〇円
略	略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。